

# 民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和5年3月13日(月)  
午前9時から  
場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第24号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 2 議案第11号 令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について（国保）
- 3 議案第13号 令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について（国保）
- 4 議案第12号 令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について（高齢）
- 5 議案第20号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 6 議案第21号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 7 議案第22号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 8 議案第23号 山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）

9 議案第29号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（市民）

10 議案第15号 令和5年度山陽小野田市病院事業会計予算について（病院）

※1 審査番号10は午後1時から固定とします。

※2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 保険料における賦課限度額の引き上げ

### (1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、賦課限度額を引き上げるもの。 【施行期日：令和5年4月1日】

	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	合計
改正前	65万円	<u>20万円</u>	17万円	<u>102万円</u>
改正後	据置き	<u>22万円</u>	据置き	<u>104万円</u>

### (2) 対象世帯数及び影響額（令和4年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：50世帯、影響額（保険料収入の増加額）：95万円

## 2 保険料の軽減における所得判定基準の引き上げ

### (1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げるもの。 【施行期日：令和5年4月1日】

	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
改正前	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>28.5万円</u> ×被保険者数 <sup>※</sup> 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>52万円</u> × 被保険者数 <sup>※</sup> 以下
改正後	据置き	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>29万円</u> × 被保険者数 <sup>※</sup> 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>53.5万円</u> ×被保険者数 <sup>※</sup> 以下

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した者を含む。

(2) 対象世帯数及び影響額（令和4年度の被保険者情報に基づく試算）

5割軽減 21世帯の対象増、2割軽減 34世帯の対象増

影響額（保険料収入の減少額）130万円\*

※ 軽減に伴い、一般会計繰入金（基盤安定繰入金）の増加が見込まれるため、会計全体として収入減なし。

3 出産育児一時金の額の引き上げ

(1) 改正の内容

健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例に規定する出産育児一時金の額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げるもの。

【施行期日：令和5年4月1日】

(参考) 産科医療補償制度\*に加入している医療機関等における出産の場合

	出産育児一時金の額	加算分（産科医療補償制度の掛金相当額）	合計
改正前	40万8,000円	1万2,000円	42万円
改正後	48万8,000円	据置き	50万円

※ 産科医療補償制度

分娩に関連して重度脳性麻痺になった児とその家族の経済的負担の補償、原因分析や同様の事例の再発防止を図るための情報提供等を行う制度

(2) 令和5年度予算

「50万円×30件」分を給付費として歳出に、また、財源としてその3分の2相当額を一般会計繰入金として歳入に計上。

4 特例対象被保険者等の届出に関する事項の見直し

(1) 改正の内容

雇用保険法施行規則の一部改正を受けて、特例対象被保険者等（非自発的失業者）\*の届出における市から提示を求められた場合の書類について、従前の「雇用保険受給資格者証」に「又は雇用保険受給資格通知」を加えるもの。

【施行期日：令和5年4月1日】

※ 特例対象被保険者等（非自発的失業者）

雇用保険の受給資格者で、解雇又は倒産などの理由により非自発的に失業した被保険者

令和5年度国民健康保険特別会計予算資料

1 年度末被保険者数推移

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保険者数	12,577	12,259	12,126	11,796

※ 令和4年度・・・11,325人(令和5年1月31日時点)

2 被保険者1人当たり医療費の推移

単位:円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本市	476,531	492,749	470,263	514,180
対前年度比(%)	103.0	103.4	95.4	109.3
県内市平均	450,581	466,637	464,121	486,345
対県内市平均比(%)	105.8	105.6	101.3	105.7

3 保険料収納率の推移(一般被保険者国民健康保険料)

単位:%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分	92.65	94.16	95.84	95.92
過年度分	21.06	23.73	29.08	22.15

4 給付費の推移

単位:千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
療養給付費	4,438,404	4,505,147	4,251,513	4,568,425
対前年度比(%)	103.04	101.50	94.37	107.45
高額療養費	640,990	676,549	678,396	689,083
対前年度比(%)	110.15	105.55	100.27	101.58

5 事業費納付金推移

単位:千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
総額	1,747,939	1,701,954	1,599,756	1,587,857	1,577,417
対前年度増減	154,059	▲ 45,985	▲ 102,198	▲ 11,899	▲ 10,440
対前年度比(%)	-	97.4	94.0	99.3	99.3

6 基金残額

単位:千円

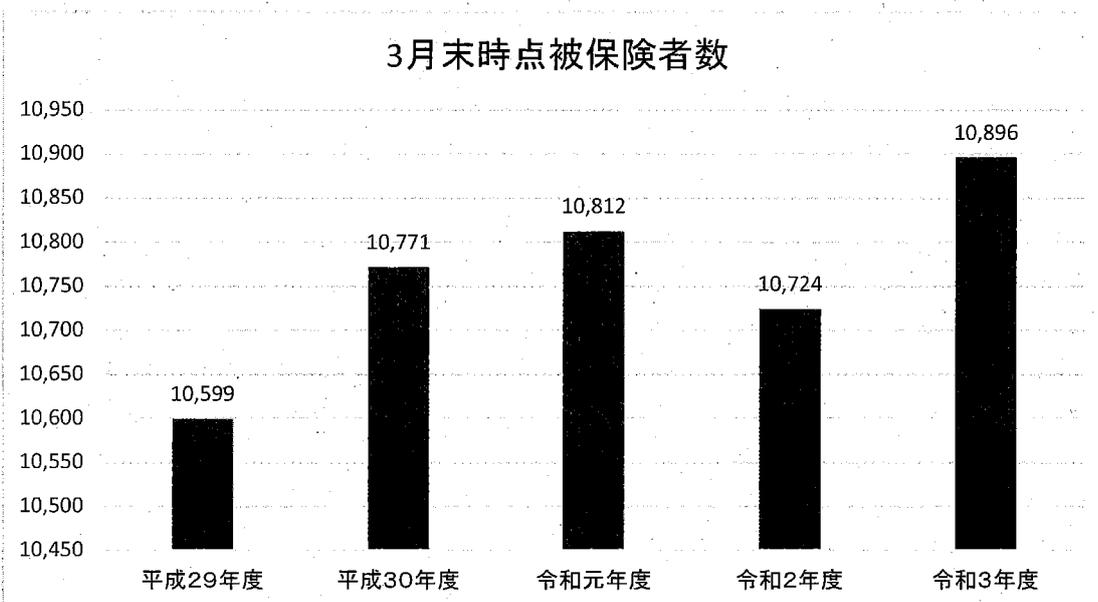
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)
基金残高	1,029,702	973,848	973,649	967,330	738,913

### 令和5年度後期高齢者医療特別会計予算資料

#### 1 保険料率

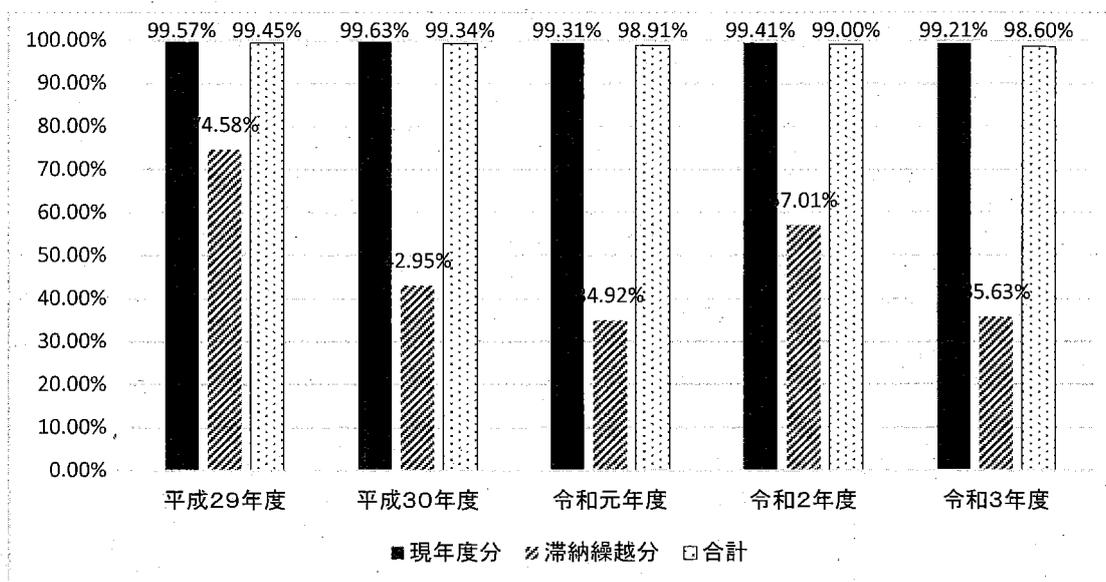
	平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割率	10.28%	10.48%	10.34%
均等割額	52,444円	53,847円	53,417円

#### 2 後期高齢者医療保険被保険者数推移



※令和4年度 11,194人(令和5年1月31日時点)

#### 3 後期高齢者医療保険収納率推移



議案第20号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1. 改正理由

内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの。

## 2. 改正内容

○民法等の改正に伴い児童福祉法の懲戒権に関する規定の削除に伴う改正  
(第26条 従うべき基準)

児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずることとされ、それに合わせて、児童福祉法も改正された。さらにそれを受けて内閣府令から親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことによる改正

## 3. 施行日 公布の日から

(参考)

「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容。

議案第21号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

厚生労働省令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの。

2. 主な改正内容

○児童の安全確保に係る計画の策定を義務付ける規定を加える。(第7条の2 従うべき基準)

○バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える。(第7条の3 従うべき基準)

保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるなど大変痛ましい事案が発生するなど、保育所等において重大事故が繰り返し発生したことから、児童の安全確保に係る計画の策定を義務付ける。

また、バス送迎に当たって、子どもの所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

○民法等の改正に伴い児童福祉法の懲戒権に関する規定の削除に伴う改正(第13条 従うべき基準)

児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずることとされ、それに合わせて、児童福祉法も改正された。さらにそれを受けて省令から親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことによる改正

○職員に対し、感染症予防等の研修等の実施を努力義務化(第14条第2項 参酌すべき基準)

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延等を踏まえ、平時における感染症等のまん延防止等の観点から職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならないこととする。

3. 施行日 第13条以外 令和5年4月1日から  
第13条 公布の日から

4. 経過措置

ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。(第7条の3第2項)

(参考)

「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容。

「参酌すべき基準」とは十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容。

議案第22号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1. 改正理由

厚生労働省令の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの。

## 2. 主な改正内容

○児童の安全確保に係る計画の策定を義務付ける規定を加える。(第6条の2 参酌すべき基準)

○自動車の運行に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える。(第6条の3 参酌すべき基準)

保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるなど大変痛ましい事案が発生するなど、保育所等において重大事故が繰り返し発生したことから、児童の安全確保に係る計画の策定を義務付ける。

また、所外活動時の自動車の運行に当たって、子どもの所在確認を義務付ける。

○感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に行うための計画の策定を努力義務化(第12条の2 参酌すべき基準)

○職員に対し、感染症予防等の研修等の実施を努力義務化(第13条第2項 参酌すべき基準)

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延等を踏まえ、業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること及び職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を定期的を実施するよう努めなければならないこととする。

## 3. 施行日 令和5年4月1日から

#### 4. 経過措置

安全計画の策定等については、令和6年3月31日までの間、努めなければならないこととする。(第6条の2)

(参考)

「参酌すべき基準」とは十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容。

議案第23号 山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

こども家庭庁設置によりこども家庭庁設置法が施行されたことから子ども・子育て支援法が改正され、それに伴い所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

こども家庭庁設置法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法が改正され条ずれが起きたため、それに伴う改正

○子ども・子育て支援法

【改正前】

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【改正後】

(市町村等における合議制の機関)

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3. 施行日 令和5年4月1日から

令和5年3月13日・15日 市民課  
民生福祉常任委員会

「特定の事務を取扱う郵便局」における年度別証明書発行枚数及び利用者数

(単位:枚、人)

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆
戸籍	謄本	9	15	10	10	22	6	5	6	3	12
	抄本	5	7	2	3	5	5	5	0	1	3
附票		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民票		61	64	70	63	65	56	56	52	51	33
住民票記載事項証明書		0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
印鑑登録証明書		38	44	30	39	26	33	30	44	20	21
合計		113	130	112	116	118	101	96	102	75	70
利用者数		91	113	94	98	95	88	83	91	66	59